

青森県小規模水道規制条例施行規則の一部改正（案）の概要

1 改正理由

青森県小規模水道規制条例施行規則では、小規模水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者の健康診断の回数について規定しております。

今般、水道法施行規則が改正されたことに伴い、青森県小規模水道規制条例施行規則の一部を改正することとしました。

2 改正内容

小規模水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者の健康診断については、年二回以上、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者（病原体の保有者を含む。）の有無に関して行うものとしています。水道法施行規則にて規定される健康診断が「おおむね6箇月ごと」から「おおむね年1回ごと」に改正されたため、健康診断の実施回数を「年一回以上」に改めるものです。

3 新旧対照表（案）

別添のとおりです。

4 施行期日

公布の日から施行します。

青森県小規模水道規制条例施行規則（新旧対照表）

新条文	旧条文
<p>(定期及び臨時の健康診断)</p> <p>第十一条 条例第十条第一項の規定により行う定期の健康診断は、<u>年一回以上</u>、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者（病原体の保有者を含む。）の有無に関して行うものとする。</p> <p>2～3 略</p>	<p>(定期及び臨時の健康診断)</p> <p>第十一条 条例第十条第一項の規定により行う定期の健康診断は、<u>年二回以上</u>、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者（病原体の保有者を含む。）の有無に関して行うものとする。</p> <p>2～3 略</p>